



厚生労働省各局の主管課長会議が開催される

▼先月から今月上旬にかけて、厚労省各局全国主管課長会議が開催されました。2月20日に障害保健福祉関係、2月23日に介護保険関係、2月27日に児童福祉関係、そして3月1日には社会・援護局の主管課長会議が開催されています。これらの中で、新会計基準に関する記述として、次のような記載がありました。なお障害保健福祉関係の資料における記述は前号の通りですので割愛します。

＜全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料＞
(前略)これに合わせて今後、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」など関係通知について、必要な見直しを行う予定であるのでご承知おきたい。

また、既報の通り介護職員処遇改善交付金は、今年度4月から介護報酬に上乘せして請求することとされましたが、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」が示されましたので、ご参考にしていただければ幸いに存じます。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000239zd-att/2r98520000023eq0.pdf>からご覧いただけます。)

今後4月までの間に、各局から改正通知が発出されることが予想されます。4月定期研修会までに公表された情報につきましては、当日配付する予定ですので、是非ご参加ください。(参考：厚労省HP)

＜全国児童福祉主管課長会議資料＞
▽ここには重要な記載はありませんでしたが、299号通知の改正案が示されています。保育課に確認したところ、他の関係通知を含め改正を予定している、とのお返答をいただいております。

また本資料の中では、学校法人の経営する認可保育所における運営費の弾力運用制度の改正や、民間施設給与等改善費の算定方法(職員の平均勤続年数の計算方法)の変更等に関する記述が見られます。

法人認可・指導監査に関する 一般市への権限移譲について

▼社会福祉法人の認可及び指導監督権限は所轄庁にあり、現在は都道府県・指定都市・中核市が所轄庁として位置付けられています。しかし、平成25年4月より「事業が同一区域内であること」を要件として認可権が市に移譲されることとされており、現在各地で一般市の職員に対する監査のための事前教育が行われているようです。

社会福祉法人は現在18,982法人(2011年厚生労働白書による。2010年3月31日現在、うち厚労大臣所管は308法人)で、そのうち同一区域内のみで事業を行う法人が何法人なのかは不明ですが、今後はこれら一般市職員のための研修も企画されることが予想されます。

＜社会福祉法より抜粋＞
(所轄庁)

第30条 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

- 一 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該指定都市の区域を越えないもの及び第109条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長
- 二 主たる事務所が中核市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該中核市の区域を越えないもの 中核市の長
- 2 社会福祉法人でその行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

子ども・子育て新システムの最終案が決まる

▼去る3月2日、政府は全閣僚による少子化社会対策会議において、2015年の創設を目指した「子ども・子育て新システム」の関連法案骨子が決まりました。幼稚園と保育所を一体化した「総合こども園」の創設が柱で、関連3法案が今国会に提出されることとされました。新システムでは、現在は全国で288か所(全認可保育所の約1%)にとどまっている株式会社やNPOでも参入しやすい指定制度にするほか、これまで認可外だった施設でも基準を満たすことによって認可保育所と同様の位置づけとされるなど、社会福祉法人以外を強く意識した制度になっています。現在議論が進められている「社会保障・税の一体改革」の一環として、新システムの実現に必要なとされる7,000億円を消費税増税分で賄い、2013年度からの段階的導入を目指すこととしています。

■幼稚園は存続する

保育所には3年程度の経過期間を設けて、約23,000施設の大半を総合こども園に移行させる方針で、3歳未満児のみを対象とする数百カ所の保育所は「保育所型こども園」として存続させる一方で、約13,000ある幼稚園には総合こども園への移行期限を設けないこととしているため、総合こども園への移行が推進されるかどうか、待機児童解消に役立つかどうか、について疑問の声もあるようです。

この制度の実現にはまだまだ慎重論・反対論も根強い状況ですが、社会福祉法人立の保育所にとっても経営環境が大きく変化します。4月の定期研修会では、この新たな保育制度と社会福祉法人の経営への影響について、解説しますので、ぜひご参加ください。

＜新たな制度における施設種別体系＞

▽こども園(下記の4種別の総称)

- ①総合こども園
- ②幼稚園
- ③保育所
- ④それ以外の客観的な基準を満たした施設

(参考：毎日新聞/首相官邸HP/全国市長会HP)